

***納税協会からのお知らせ

I N D E X

- 1 【 税のカレンダー 】
- 2 【 若手経営者ファイト宣言 】
- 3 【 できる社長さんの基礎知識 】 「Vol.151」

仕事に活かす科学最前線

 《第13回》
- 4 【 会社税務の基本とポイント 】 [第34回]
■一括償却資産の損金算入
- 5 【 大阪国税局からのお知らせ 】
- 6 【 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) 】
- 7 【 自宅からはネットが便利 申告・納税 e-Tax 】
- 8 【 単行本等の新刊情報 】
- 9 【 総務管理者養成講座・各種セミナーの開催情報 】

1 【 税のカレンダー 】

- ◇ 平成28年11月決算法人の確定申告、平成29年5月決算法人の中間(予定)申告(法人事業所税を除く)
<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>
1月中の決算応当日まで
- ◇ 消費税の年税額が400万円超の平成29年2月・5月・8月決算法人の3か月ごとの中間申告、消費税の年税額が4,800万円超の法人(10月・11月決算法人を除く)の1か月ごとの中間申告
<消費税・地方消費税>
1月中の決算応当日まで
- ◇ 12月分の源泉所得税及び個人住民税特別徴収分の納付
1月10日(火)まで

◇源泉所得税納期特例適用分(7月～12月分)の納付

1月20日(金)まで

◇ 給与所得者の扶養控除等申告書の受理

本年最初の給与支払日の前日まで

◇ 固定資産税の償却資産に関する申告

1月31日(火)までに各市町村へ

2【若手経営者ファイト宣言】

納税協会では、青年部会に所属されている経営者の方々にご協力いただき、各府県ごとに、5月から9月の間、毎月1回、新聞紙上でご自身の事業の紹介とともに、納税協会での活動状況や税に対する考え方を語っていただく、「若手経営者ファイト宣言」を実施しています。

過去の掲載分を納税協会連合会「若手経営者ファイト宣言」ページにおいて、公開していますので、ぜひご覧ください。

【若手経営者ファイト宣言】ページは、コチラから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seinenbu/fight/>

3【できる社長さんの基礎知識】 「Vol.151」

仕事に活かす科学最前線

《第13回》

■餅とデンプンの科学

お雑煮、焼き餅、ぜんざい… 食生活が多様化した現代でも、お正月にはやはりお餅を食べたくなりますね。餅は古来より日本人に親しまれてきた伝統食品ですが、科学的な視点で見ると、なかなか興味深い特徴を備えています。また、餅に多く含まれるデンプンは、三大栄養素の一つであるばかりでなく、最先端の食品加工技術にも欠かせない素材です。今回は、大きく膨らむ餅とデンプンの世界をじっくり味わってみましょう。

●餅を焼くとなぜ膨らむ？

つきたての餅は軟らかく、時間が経つと硬くなります。硬くなった餅を煮たり焼いたりすると、再び軟らかくなります。これを科学的に表現すると、「糊化(こか)したデンプンが「老化」し、再び糊化するという現象です。糊化・老化は、 α (アルファ)化・ β (ベータ)化とも呼ばれます。

餅は、水にひたした米を蒸して作ります。生米に熱と水分を加えることで、固く締まっていたデンプンの分子がゆるみ、水と均一に混じり合います。これが糊化です。しかし、この状態は長くは続きません。温度が下がると、デンプンの分子がくっついて水と分離します。餅が硬くなった状態で、これが老化です。

デンプンがユニークなのは、このままで終わらないところです。一度老化したデンプンを加熱すると、再び糊化します。いわば、熱によって若返るようなものです。何とも、うらやましい性質ですね。

餅を焼くと、老化したデンプンが糊化して軟らかくなるとともに、含まれていた水分が気化して水蒸気になります。水は気化すると体積が約1000倍にもなるので、大きく膨れるのです。餅の原料は、ご飯にする「うるち米」ではなく「もち米」です。植物のデンプンの中で、もち米のデンプンは、粘

り気の強いアミロペクチンという種類のみで構成されているという特徴があります。

●デンプンも老化との戦い

つきたての餅や炊きたてのご飯のように、糊化したデンプンは大変おいしく、消化もされやすいという特徴があります。一方で、硬くなった餅や冷やご飯のように、老化したデンプンは味も消化も悪くなるので、デンプン質の食物にとって老化との戦いは大きな課題です。

デンプンの老化には様々な要因が影響しますが、最も大きいのが温度です。温度が低下すると老化しやすくなり、特に、水が凍る直前の5～2℃温度帯で最も老化が進みます。そのため、コンビニやスーパーの米飯類は、冷蔵ケースではなく、20℃前後に温度管理した陳列ケースで販売されています。

乾燥もデンプンの老化を促進します。食品中の水分が60%以下になると、デンプンが老化しやすくなります。ところが不思議なことに、10%程度まで急速に水分を除くと、老化が起こらないのです。水をかけるだけで食べられるアルファ米やフリーズドライ食品は、この性質を利用しています。

また、デンプンに一部の物質を混ぜると、老化しにくくなる場合があります。冷えても軟らかい大福餅は、餅の生地に砂糖を加えています。砂糖は甘味だけでなく、高い保水力でデンプンの老化を抑える役割も担っているのです。

●サイボーグ化するデンプン

最近コンビニなどで売られる冷たい麺類が、もちもちとした食感になり、おいしくなっていると思いませんか。うどんやそばもデンプン質の食品なので、低温で保存すると老化します。冷たい麺類がおいしくなった背景には、デンプンのサイボーグとも言える「加工デンプン」の存在があります。

デンプンは、炭素・水素・酸素の原子が多数結合した天然の高分子です。老化しにくい加工デンプンは、デンプン分子の一部を異なる原子配列に置き換え、温度が下がっても、くっつきにくくしたものです。麺類以外にも、チルド温度帯で流通する菓子類や惣菜に広く使われるようになりました。

その他にも、加工デンプンは粘り気を保ちやすくしたものや、水分が抜けやすくサクサクした食感を生み出すものなど、用途に応じた様々な種類が開発されています。これらの加工デンプンは、おいしさをアップするとともに、生産効率や保存性の向上に大きな貢献をしています。

従来の加工デンプンは工場で化学的に生産されたものですが、デンプンを作り出す植物自体を品種改良し、同等の機能を持たず研究も進められています。

将来的には、様々な特性を持つ天然の加工デンプンが誕生し、食文化と食品産業に大きな革新をもたらすと期待されています。

4【会社税務の基本とポイント】[第34回]

税理士 岸田光正

■一括償却資産の損金算入

(1) 一括償却資産とは

取得価額が20万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産[取得価額10万円未満]で取得価額全額を損金算入した資産や所有権移転外リース取引により取得した資産を除く。）については、一括償却資産として3年間での損金算入が可能とされています。

(2) 一括償却資産の損金算入限度額

一括償却資産の損金算入限度額は、その事業年度に取得した一括償却資産の取得価額の合計額のうち、次の算式で計算した金額になります。

$$\text{損金算入限度額} = (\text{一括償却資産の取得価額合計額}) \times (\text{その事業年度})$$

の月数÷36)

すなわち、事業年度が12か月である場合、一括償却資産の取得価額の合計額の3分の1を、事業の用に供した事業年度から3年間にわたって損金算入することになります。

なお、損金算入限度額の計算は、その事業年度中に事業の用に供された一括償却資産の合計額をもとに計算するものであって、個々の資産ごとに限度額を計算するものではありません。また、複数の一括償却資産を事業年度の途中でそれぞれ取得したとしても、取得した資産ごとの月数按分を行う必要はありません。

(3) 一括償却資産を除却・売却した場合の処理

一括償却資産について、このような処理が認められた理由は、企業が少な減価償却資産を個別に管理するという事務負担に配慮したためであるとされています。

したがって、一括償却資産の制度を適用した資産は、その後の事業年度において、その資産を除却・売却したとしても、その時点での残高を全額損金とはせず、每期3分の1の損金算入を継続していく必要があります。

(4) 中小企業者等における留意点

現在、中小企業者等（従業員が1,000人以下の法人に限られます。）は、取得価額が30万円未満の減価償却資産について、事業供用時に取得価額全額（年300万円が限度）の損金算入（即時償却）が認められていますので、中小企業者等が一括償却資産に該当する資産を取得した場合でも、現行法上、この即時償却の特例を適用したほうが法人税については有利となります。

5【大阪国税局からのお知らせ】

●税務関係書類提出時における「提出票」作成のお願い

平成29年1月から、税務署に多くのマイナンバー記載書類が提出されることとなり、税務行政において社会保障・税番号制度が本格化します。

これを契機に、重要な個人情報を取り扱う行政機関として、提出された書類を従来にも増して厳格に管理する必要があります。

このため、納税者（税理士）の方が税務署の総合窓口（管理運営部門の窓口）で申告書・届出書等の税務関係書類を提出する場合には、併せて「提出票」を記載・提出していただくこととしましたので、ご協力のほどお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページのトピックス「税務署窓口へ税務関係書類を提出される際の『提出票』作成のお願い」をご覧ください。

●インターネット番組（Web-TAX-TV）について

国税庁ホームページでは、「税のはたらきから社会の仕組みを学ぼう」、「日本産酒類の魅力とは」、「見逃さない、悪質な税金の滞納」といった番組をはじめ、税の仕組み、確定申告の仕方や国税庁の取組などを動画で分かりやすく解説するインターネット番組「Web-TAX-TV」を配信しています。

是非ご覧ください。

【インターネット番組（Web-TAX-TV）】は、コチラから。

<http://www.nta.go.jp/webtaxtv>

●YouTube（ユーチューブ）の「国税庁動画チャンネル」について

国税庁では、納税者の皆様に、税に関する情報や国税庁・国税局・税務署の取組などを紹介するため、「YouTube（ユーチューブ）」に「国税庁動画チャンネル」を開設しています。

なお、現在、阪神タイガースの藤浪晋太郎選手やNMB48の渡辺美優紀さんがパソコンを使って確定申告を体験した模様も紹介していますので、是非ご覧ください。

【YouTube（ユーチューブ）「国税庁動画チャンネル」】は、コチラから。

<http://www.youtube.com/user/ntachannel>

●国稅庁HP新着情報・メールマガジン配信サービス

「国稅庁HP新着情報配信サービス」や「メールマガジン配信サービス」をご利用いただきますと、国稅庁ホームページに掲載された1週間分の最新情報や月に一度、その時節に応じた税情報などをメールでお届けします。

【国稅庁HP新着情報・メールマガジン配信サービス】は、コチラから。

<http://www.nta.go.jp/merumaga/>

6【 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) 】

申請書・届出書を提出する際には、「個人番号」又は「法人番号」の記載が必要です。

●国稅に関する「社会保障・税番号制度」の最新情報

- ★ 国稅庁ホームページのトップページ上段の「社会保障・税番号制度」をクリックしてください。

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

●法人番号について

- ★ 設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定

法人番号は、広く一般にご利用いただくことを前提としており、インターネット上に「国稅庁法人番号公表サイト」を開設し、基本3情報(【1】商号又は名称、【2】本店又は主たる事務所の所在地及び【3】法人番号)が、公表されています。

- ★ 「国稅庁法人番号公表サイト」はこちら

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

●マイナンバー詐欺について

- ★ 稅務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

稅務職員が、年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

詳しくは、国稅庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/attention.htm>

7【 自宅からはネットが便利 申告・納税 e-Tax 】

e-Tax(国稅電子申告・納税システム)では、自宅やオフィスから、インターネットを利用して国稅に関する申告や納税などの手続きができます。

● e-Tax の受付日が拡大されました!!

【受付日】

- ・ 月曜日～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

【受付時間】

- ・ 8時30分～24時

● e-Tax を使った納税証明書のオンライン請求をぜひご利用ください。

納税証明書を自宅等のパソコンやスマートフォン等で請求し、稅務署窓口で受け取る場合のメリットは次のとおりです。

- ・ 交付請求手数料が安価(1稅目1年度1枚370円(通常400円))です。

- ・ 窓口での待ち時間が短縮できます。

納税証明書のオンライン請求には電子証明書やICカードリーダーライターが不要です。

請求に当たっては、e-Tax ホームページ内のe-Tax ソフト(WEB版)又はe-Tax ソフト(SP版)をご利用ください。

- 平成 28 年 4 月 1 日(金)から、添付書類のイメージデータによる提出が可能となりました。
 - e-Tax で申告や申請等を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータ(PDF 形式)による提出が一部の手続で可能となりました。
 - イメージデータによる提出が可能となる添付書類など、詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。
- ⇒⇒⇒ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

8 【 単行本等の新刊情報 】

◇納税協会連合会発刊図書

- ・ 平成 29 年 3 月申告用 所得税の確定申告の手引
(野田高士・局個人課税課長)
 - * 申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。
- 2,160 円 1 月 10 日

◇その他取扱図書

- ・ 改訂 公益法人・一般法人の会計・税務
(新日本有限責任監査法人)
 - * 多数の仕訳例・記載例等掲載による公益法人・一般法人の会計実務に即した解説。
- 3,456 円 1 月 20 日

9 【 総務管理者養成講座・各種セミナーの開催情報 】

— 実力派を目指すあなたのための —

◇総務管理者養成講座

- 一社に一名、「法定事務」のエキスパートを！
事務担当者にとって、毎日の仕事を単なる「事務作業」で終わらせないために不可欠なもの、それが「法定事務」の知識です。
- 総務管理者養成講座は、昭和 51 年の開講以来、数多くの企業から実務に直結した講座内容が認められ、実務担当者の教育の場として幅広く活用していただいています。
- 講義コース
平成 29 年度 4 月開講 大阪教室・京都教室は申込み好評受付中です。
- 通信コース
申込みは、随時受け付けています。いつからでも受講可能です。
- e-通信コース
Windows パソコンをお持ちでインターネットに接続可能な方なら、テキストとネットでの講義との反復学習で、独学でも学習のポイントについて、より理解度を深めていただくことが可能となります。
申込みは、随時受け付けています。いつからでも受講可能です。

◇税法関係実務講座

- 決算・申告実務の最終チェックと総仕上げ

3月決算法人のための「決算・申告実務演習」

期 間：平成 29 年 1/18～2/21

18：30～20：30（10回）

場 所：納税協会連合会研修センター

●誤った手続きをしないために…

平成 29 年度版 人事・労務担当者のための「社会・労働保険実務」

日 時：平成 29 年 3/8・15

10：00～16：00（2回）

場 所：納税協会連合会研修センター

【総務管理者養成講座】【納税協会連合会セミナー】【税法関係実務講座】
の詳細は、コチラから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

メールマガジン「Monthly Nouzeikyokai Mail Magazine」

○納税協会の事業予定は、コチラから。

○メールアドレスの変更や配信停止は、所属納税協会又は下記フォームから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/contact/>

※ リンク先から「所属協会名」を選択の上、「ご意見・ご要望」欄に、メールアドレスの変更又は配信停止と記載してください。

また、メールアドレス変更の場合は、変更後のメールアドレスを記載してください。

○ご感想、ご意見、お問い合わせは、下記フォームから。

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/contact/>

Copyright (c) 公益財団法人納税協会連合会

(〒540-0012 大阪府中央区谷町 1-5-4)

掲載記事の無断転載を禁じます。